

制限付き一般競争入札に係る郵便入札実施要綱

規定（経） 第 17 号

制定 令和 8年 3月 1日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、千葉都市モノレール株式会社（以下「会社」という。）が発注する制限付一般競争入札の方法により契約を締結しようとする工事、測量、設計、印刷業務及びその他の委託業務、物件の借入れ、物品の購入又は修繕並びに電力供給（以下「工事等」という。）について、郵便による入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（郵便入札の参加資格）

第 2 条 制限付き一般競争入札に実施要綱に基づき、入札申込申請を行い、入札参加申請書受領通知を入手したものとする。

（入札書の郵便による送付方法）

第 3 条 入札書の送付にあたっては、書留・簡易書留またはレターパックプラス(赤色)のみとする。

（入札書の送付先）

第 4 条 入札書の送付先は以下の通りとする。
〒263-0012 千葉市稲毛区萩台町 199-1
千葉都市モノレール株式会社総務部経理課
【案件名】入札担当者宛
(043-287-8217)

（入札書の到着期限）

第 5 条 郵便による入札書は、入札日の前日までに会社へ届いたもののみ有効とする。

（入札回数）

第 6 条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの 1 回とする。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者（以下「当該者」という。）が 2 者以上生じ、かつ入札不落となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

(再度の入札)

第 7 条 前条ただし書きの規定により再度の入札を行う場合における入札書の到着期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに会社は当該者に対し電話により通知するものとする。

2 第 1 項に掲げる事項以外の事項については、初度の入札と同様に行うものとする。

(入札書等の送付)

第 8 条 入札に参加しようとする者は、入札書及び次に定める書類（以下「積算内訳書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れ封印し、公告で示す入札日の前日までに到着するように郵便による送付をしなければならない。

- (1) 入札書および積算内訳書等（2 項に詳細）
- (2) 担当者名刺（代表者本人の場合名刺 2 枚）
- (3) 代理人の場合は委任状
- (4) 誓約書

2 入札書および積算内訳書等を送付する封筒（以下「郵便入札用封筒」という。）は、表側に工事等の名称、開札日及び【入札書在中】の文言を記載するとともに、裏側に差出人の住所、名称を記載し、封印しなければならない。

3 到達した入札書及び積算内訳書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札書送付後においても、入札執行（開札）までの間は入札辞退を認めるものとし、申出は入札辞退届を直接持参又は郵便による送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより行うものとする。

(開札)

第 9 条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、当該入札事務に関係のない当社職員 1 名が立ち会うものとする。

(同価格入札の取扱い)

第 10 条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者に引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない当社職員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (5) 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (6) 同一入札事項について同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留・簡易書留またはレターパックプラス(赤色)以外の方法で入札書を提出した入札
- (8) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (9) 郵便入札用封筒記載の工事等の名称又は差出人名と同封された入札書の工事等の名称又は入札者名が相違する入札
- (10) 郵便入札用封筒に工事等の名称又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 積算内訳書等の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札 ※**税抜金額**
- (12) 積算内訳書等の小計額又は合計額が誤っている入札
- (13) 積算内訳書等が、入札書とともに郵便入札用封筒に同封されていない入札、又は指定された積算内訳書等とは異なる内容の書類が添付された入札
- (14) 積算内訳書等において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (15) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (16) 連合（談合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (17) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (18) 会社が指定する方法により提出期限までに入札参加資格審査調書を提出しない者がした入札
- (19) 前各号に掲げるもののほか、法令又は千葉市が指定した事項に違反して行われた入札

(入札結果の通知)

第 12 条 契約担当課長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第 13 条 契約担当課長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(補則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

第6条2項 郵便入札用封筒 作成例



①	工事等の名称	④	申請者住所
②	開札日	⑤	社名 代表取締役名
③	入札書在中	⑥	封印